

東彼杵町小中一貫教育基本方針

令和8年3月
東彼杵町教育委員会

目次

1 小中一貫教育基本方針策定の背景	1
(1) 小中一貫教育導入が求められる背景	
① 小中一貫教育が求められる背景	
② 小中一貫教育に関する国の動向	
(2) 本町の現状と課題	
① 本町における小中連携の取組と課題	
② 本町における児童生徒の現状	
③ 「東彼杵町小中学校教育の将来に向けてのアンケート」結果より	
④ 本町における児童生徒数の推移等についての傾向と予測	
2 東彼杵町小中一貫教育基本方針	6
(1) 本町が考えるこれからの時代に求められる力	
(2) 東彼杵町小中一貫教育の目的	
(3) 東彼杵町小中一貫教育基本方針	
(4) 学校の施設形態	
(5) 具体的な取組として	
① 目指す児童生徒像の設定	
② 育みたい資質・能力を明確にした小中一貫カリキュラムの編成・実施	
③ 小中で一貫して取り組む授業づくり	
3 小中一貫教育の推進体制	9
(1) 制度導入までのスケジュール	
(2) 教育委員会の役割と取組	
① 本町の小中一貫教育制度推進組織の設置	
② 小中一貫教育の理念等の周知	
③ 研修・研究の推進	
④ 乳幼児保育・教育と学校教育の連携による小中一貫教育の基盤の強化	
⑤ 不登校児童生徒の支援の充実	
⑥ 特別支援教育の充実	
⑦ 相談体制の充実	
(3) 小中一貫教育の評価・検証	
4 参考資料	12
(1) 用語解説	

1 小中一貫教育基本方針策定の背景

(1) 小中一貫教育導入が求められる背景

① 小中一貫教育が求められる背景

現在の小学校6年間、中学校3年間という学校制度が導入された昭和20年代前半と比べると、児童生徒の身長や体重の伸びや思春期の到来時期などが2年程度早まり、生徒指導面では自己肯定感や自尊感情の低下、不登校や長期欠席の増加傾向が指摘されています。「小学校から中学校への進学に際し、新しい環境での学習や生活に不適應を起こす現象」、いわゆる「中1ギャップ」と呼ばれる現象の芽の多くは、既に小学校4～6年生から生じており、また学習指導面でも学年が上がるにつれて、学習上のつまずきが顕在化し、中学校段階で大きな支障となっている現実があります。このような児童生徒の発達上の段差に適切に対応する必要が生じています。

また、地域コミュニティの衰退、三世帯同居の減少、共働きや一人親家庭の増加、一世帯当たりの子供の数の減少、スマートフォンを含む ICT 機器使用時間の増加などにより、大人と子供のコミュニケーションや異年齢集団の子供同士の関わりの減少は、家庭・地域の社会性育成機能の低下を招いています。

集団による教育の場である学校の少子化により学校自体が小規模化し、クラス替えができない、単独では十分な集団規模が確保できない、多様な教職員集団から指導を受けられないなどの学校が相当数に上り、教育上のデメリットが顕在化している地域も増えています。

学校現場が抱える課題は多様化・複雑化してきており、次のようなことが挙げられています。

- ・貧困、虐待など複雑な家庭環境で育つ子供の増加
- ・家庭生活や社会環境の変化による家庭の教育力の低下により、基本的なしつけを受けないまま入学する子供の増加
- ・特別支援教育の対象となる児童生徒の増加(特別支援学級在籍、通級による指導)
- ・不登校・暴力行為など生徒指導上の問題の増加
- ・時代の要請に伴う教育活動の高度化(教育内容や学習活動の量的・質的充実に加え、将来の進路を主体的に選択し、自立した生き方を築くためのキャリア教育、食育、情報教育など教科等横断的な教育活動の必要性)

こうした中、「一人一人の教員の努力や学年・学校単位だけでの努力だけでは十分な対応が困難である」ため、中学校区単位での学校間や家庭・地域の連携により、教育活動を活性化し充実させるために、小中一貫教育の導入が検討されているという側面もあるといわれています。

また、これまでの体制による対応では立ちゆかないという現状認識は、コミュニティ・スクールによる「地域とともにある学校づくり」や、地域と学校が連携・協働して地域全体で子供たちの成長を支える地域学校協働活動の推進などが求められている背景や、いわゆる「チーム学校」が求められている背景とも軌を一にするものであるといわれています。

② 小中一貫教育に関する国の動向

中央教育審議会では、「新しい時代の義務教育を創造する(答申)」(平成17年)において、現在の社会情勢の中で求められる新たな義務教育の姿を示しました。これを受け、平成18年に教育基本法が改正され、第5条第2項に「各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養う」という義務教育の目的が

定められました。翌平成19年には、学校教育法の改正において、小・中学校共通の目標として義務教育の目標規定が新設(第21条)されました。

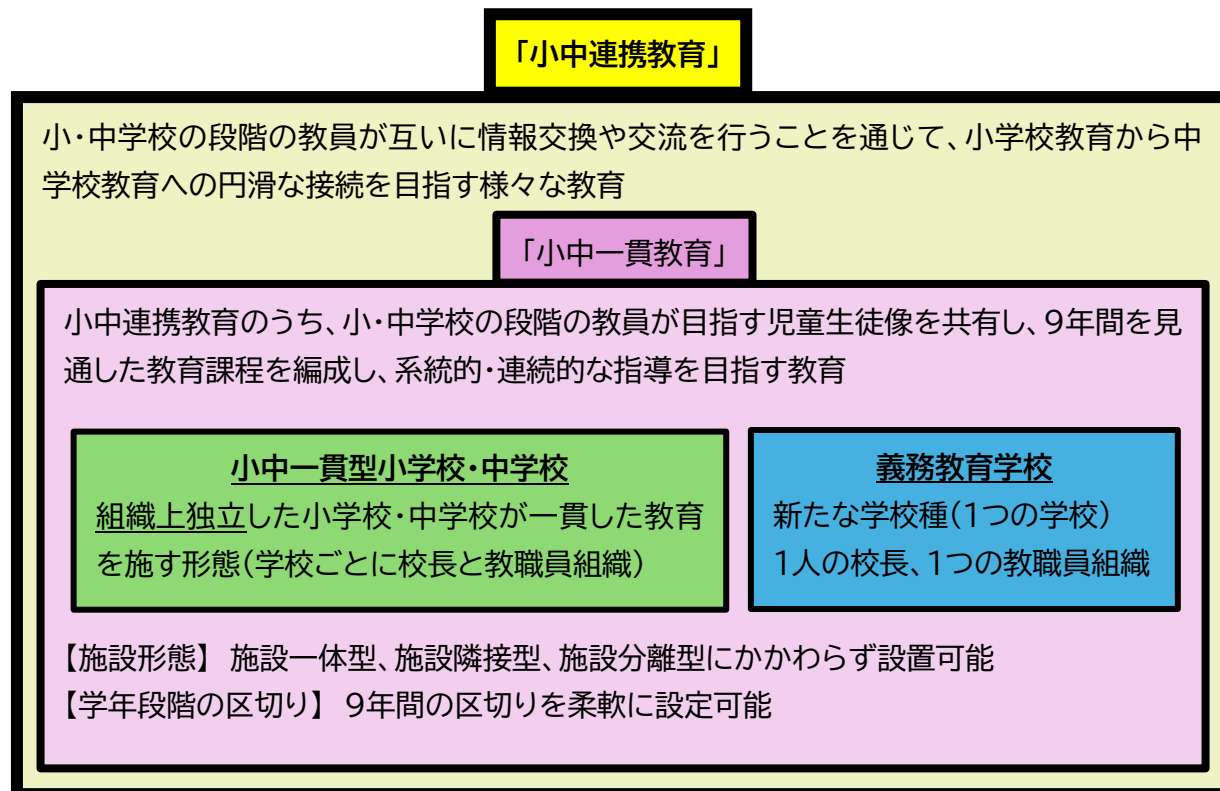
平成20年に告示された学習指導要領においても、小・中学校それぞれの指導要領の巻末に、それぞれの全文が記載され、学校段階間の連携を促進するための工夫が講じられました。

平成23年には、中央教育審議会に「学校段階間の連携・接続に関する作業部会」が設置され、平成26年7月の教育再生実行会議の第5次提言では、「今後の学制の在り方について」において、小中一貫教育の制度化、一貫教育の推進について諮問され、同年12月に出された答申(小中一貫教育の制度化及び総合的な推進方策)では、「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育のシステムの構築について」が示されました。

平成27年6月には、「学校教育法の一部を改正する法律(平成27年法律第46号)」が公布、平成28年4月施行となり、「義務教育学校」制度の位置付けに「学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、小中一貫教育を実施することを目的とする」と謳われ、義務教育学校、小中一貫型小学校・中学校の大きく2つの形態が示されました。

【小中一貫教育とは】

小中連携教育のうち、小・中学校段階の教職員が目指す児童生徒像を共有し、9年間を見通した教育課程を編成し、系統的・連続的な指導を目指す教育を言います。



【学校の施設形態による区分】

施設一体型	施設隣接型	施設分離型
同一の校舎内で、小学校1年生から中学校3年生までが生活し、9年間の系統的な教育活動を進めます。	同一敷地内の隣接した校舎を利用し、教職員や児童生徒の交流を深めながら、9年間の系統的な教育活動を進めます。	中学校とその通学区域内の小学校(複数の場合も)とで工夫しながら、9年間の系統的な教育活動を進めます。

平成29年3月に告示された、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園・保育要領、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領では、「学校段階等の接続」が新しく掲載され、学校段階間の接続を図る重要性和校種間の連続性を意識した教育活動の展開が一層求められています。

令和3年には、中央教育審議会答申『令和の日本型学校教育』の構築を目指して「～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」において、「9年間を見通した新時代の義務教育の在り方について」が示されました。新学習指導要領の着実な実施により、義務教育の目的・目標を達成するために、小学校6年間、中学校3年間と分断するのではなく、9年間を通じた教育課程、指導体制、教師の養成等の在り方について一体的に検討を進める必要性が示されました。

2. 9年間を見通した新時代の義務教育の在り方について

(1) 基本的な考え方

- 我が国のどの地域で生まれ育っても、知・徳・体のバランスのとれた質の高い義務教育を受けられるようにすることが国の責務
- 義務教育9年間を通じた教育課程、指導体制、教師の養成等の在り方について一体的に検討を進める必要
- 児童生徒が多様な課題を抱える中であっても、義務教育において決して誰一人取り残さないことを徹底

(2) 教育課程の在り方

① 学力の確実な定着等の資質・能力の育成に向けた方策

- 新学習指導要領で整理された資質・能力の3つの柱をバランスよく育成することが必要であり、ICT環境を最大限活用し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を充実していくことが重要
- 児童生徒の発達段階を考慮し、各教科等特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程編成・充実を図る
- 小学校高学年の教科担任制の導入、学校段階間の連携強化、外部人材の配置や研修の導入等が必要
- 発達段階にかかわらず 児童生徒の実態を適切に捉え、その可能性を伸ばしていくことのできる環境を整えていくことが重要
- 各学校段階を通じた学びに向かう力の育成、キャリア教育の充実

② 補充的・発展的な学習指導について

ア 補充的・発展的な学習指導

- 指導方法等工夫した補充的な学習や学習内容の理解を深め広げる発展的な学習を取り入れる
- 必要に応じて異なる学年の内容を含めて学習指導要領示していない内容を加えて指導

イ 特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する指導

- 知的・好奇心を高める発展的な学習の充実や、学校外の学びへ児童生徒をつないでいくことなど 国内の学校での指導・支援の在り方等について、遠隔・オンライン教育も活用した実証的な研究開発を行い、更なる検討・分析を実施

③ カリキュラム・マネジメントの充実に向けた取組の推進

- 各学校や地域の実態を踏まえ、教科等間のつながりを意識して教育課程を編成・実施
- 各学校が持っている教育課程の編成・実施に関する裁量を明確化するとともに、総枠としての授業時数は引き続き確保した上で、教科等ごとの授業時数の配分について一定の弾力化が可能となる制度を設ける

(3) 義務教育9年間を見通した教科担任制の在り方

① 小学校高学年からの教科担任制の導入（令和4（2022）年度を目途）

- 義務教育9年間を見通した指導体制の構築、教科指導の専門性を持った教師によるきめ細かな指導の充実、教師の負担軽減等
- 新たに専科指導の対象とすべき教科（例えば外国語・理科・算数）や学校規模・地理的条件に応じた効果的な指導体制の在り方の検討、小中学校の連携促進
- 専門性担保方策や人材確保方策と併せ、必要な教員定数の確保に向けて検討

② 義務教育9年間を見通した教師の養成等の在り方

- 小学校と中学校の免許の教職課程に共通開設できる授業科目の範囲を拡大する特例を設け、両方の免許取得を促進
- 中学校免許を有する者が、小学校で専科教員として勤務した経験を踏まえて小学校免許を取得できるような制度を弾力化

(4) 義務教育を全ての児童生徒等に実質的に保障するための方策

① 不登校児童生徒への対応

- SC・SSWの配置時間等の充実による相談体制の整備、教育支援センターの機能強化、不登校特例校の設置促進、教育委員会学校とフリースクール等の民間の団体が連携した取組の充実、自宅等でのICT活用等多様な教育機会の確保など、学校内外において、個々の状況に応じた段階的な支援
- 児童生徒の支援ニーズの早期把握、校内別室における相談・指導体制の充実等の調査研究

② 義務教育未修了の年齢を経過した者等への対応

- 全ての都道府県・指定都市における夜間中学の設置促進
- 専門人材の配置促進による夜間中学の教育活動の充実や受入れ生徒の拡大

(5) 生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るための資質・能力を育成するための方策

- 生涯を通じて心身共に健康な生活を送るための資質・能力（健康リテラシー等）を育成
- 養護教諭適正配置、学校医、学校歯科医、学校薬剤師等専門家との連携、学校保健情報電子化
- 食育の推進を担う栄養教諭等の専門性に基づく指導の充実、栄養教諭の配置促進

(6) いじめの重大事態、虐待事案等に適切に対応するための方策

- 成長を促す指導等の積極的な生徒指導の充実、児童虐待防止に向けた関係機関との連携強化
- 学校だけでは対応が難しい、生徒指導上の課題との関連も指摘される背景や要因といった困難を抱える児童生徒への包括的な支援の在り方の検討、自殺予防の取組の推進等
- SC・SSWの配置時間等の充実、SNS等を活用した相談体制の全国展開などの教育相談体制の整備、スクールロイヤー等を活用した教育委員会における法務相談体制の整備
- 学校いじめ防止基本方針の実効化、いじめ等の状況に関するデータの活用の促進、虐待の早期発見・通告、保護・自立支援を円滑に行うための学校における対応徹底や研修の実施等

引用:文部科学省 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して

～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)【概要】令和3年1月26日

(2) 本町の現状と課題

① 本町における小中連携の取組と課題

東彼杵町では、小中連携教育を基盤に「ふるさと教育」と「キャリア教育」を推進し、地域との関わりを深める取り組みを行っています。具体的には、以下の活動が実施されています。

小中連携教育の強化のために、小学校と中学校の教員が情報共有を行い、9年間を通じた体系的な教育課程を編成し、子供たちの夢や希望の実現を目指す教育を展開しています。ふるさと教育では、地域の産業や伝統文化を学ぶ体験学習を通じて、地域への愛着と誇りを育むために、茶摘み体験や伝統芸能の学習、地元事業所での体験活動などが行われています。キャリア教育では、地域の課題を探り、町おこしアイデアを考案・実践する活動を通じて、主体性や創造性を育成するために、中学生は起業家体験学習を通じて、地域の魅力を活かした企業設立を行うなど、実践的な学

びを進めています。一方小学生では、学年に応じたテーマおよび目標を設定し、低学年では挨拶や役割の理解、中学年では夢や目標への関心、高学年では集団の中での役割の自覚を育む活動を実施し、これらの取り組みを通じて、地域社会に貢献できる人材の育成を目指しています。

また、教職員研修は、学校運営の全体的な質向上と、各専門分野の知識深化を目的として、多岐にわたる会合や研修会等が定期的・計画的に開催されています。

主な研修・会議は以下のカテゴリーに集約されます。

- ・管理職・全体運営会議:校長会、教頭会、教務主任会といった管理職向けの定例会に加え、学力向上推進会議、不登校・いじめ対策委員会、特別支援教育連絡協議会など、学校運営の根幹に関わる重要事項について、校長を主とした全体での協議が行われます。これらは概ね毎月、または年に1~2回開催されます。
- ・教員向け専門研修:学力向上研修会(全体会、各部会、運営委員会)、生活・生徒指導部会、特別支援 CO 会、英語・外国語推進会議、体育主任会、情報 ICT 担当者会、健康安全・給食など、各教科・分野の専門性向上を目指す研修や担当者会議が実施されます。これらは主に特定の担当教員や全職員を対象とし、年に1回から複数回行われます。
- ・連携推進会議:幼保小連携推進協議会や担当者会、防災担当者会、食育推進会議など、地域や関係機関との連携、児童生徒の安全と健康、教育の円滑な接続を図るための会議も開催されます。これらの研修・会議を通じて、教職員は学力向上、生徒指導、特別支援、ICT 活用、健康安全など、多様な教育課題に対応するための専門性と実践力を高めています。

② 本町における児童生徒の現状

ア 不登校児童生徒の出現率

平成 30 年度時点では、大半の学年で出現率が 0%であり、中学2・3年生でわずかに見られる程度でした。しかし、令和 4 年度以降、全体的に数値が上昇しており、東彼杵町の学校現場において不登校が急速に広まっています。令和 6 年度のデータでは、中学 1 年生出現率が 10%と突出して高くなり、令和 5 年度中学1年生は 4%が令和6年度には倍以上に急増。小学校から中学校への進学時に適応できなくなる「中 1 ギャップ」がデータとして明確に表れています。令和 5 年度には、中学3年生で 12%という、最も高い数値を記録し中学2年生も 9%と高く、中学校段階での不登校が常態化・深刻化しています。中学校だけでなく、小学校高学年でも高い数値が出ており、令和4年度小学5年生で 9%、令和5年度小学6年生で10%で、中学校入学前から不登校傾向が始まっているケースが増え、小中一貫教育での「早期からの切れ目のない支援」の必要性を裏付けるデータとなっています。「ここ数年で不登校が急増していること」、「中学1年生でのつまずき(ギャップ)が現実にあること」、「小学校高学年からリスクが高まっていること」が明確に示されています。背景に社会や保護者の登校への意識の変化・児童生徒同士や教職員との関係性・学業に係る課題の増加、特に小学校低学年では、幼児教育施設との生活環境・学習環境・友人関係の変化等があり、小中一貫教育を推進する上での根拠データとなるものでもあります。

イ いじめの認知件数の出現率

平成 30 年度時点では全学年で出現率が 0%でしたが、年を追うごとに認知される件数が増加・変化している傾向が見て取れます。特に令和6年度は、過去の年度と比較して、小学校・中学校ともに全体的に高い出現率を示しています。令和元年度には中学1年生で 11%、令和5年度

には中学1年生で8%など、進学タイミングで数値が跳ね上がる傾向があり、特に令和6年度においては、中学2年生で18%という突出して高い数値が記録されており、中学校生活の中盤における人間関係のトラブルが顕在化しています。令和6年度は、小学1年生で8%、小学3年生で11%という高い出現率が記録されています。これは、これまでの年度のほぼ0%とは明らかに異なる傾向であり、いじめやトラブルの低年齢化、学校側が早期発見・早期認知に力を入れていることが示唆されます。

ウ 学力の実態

令和7年度全国学力・学習状況調査結果は、小学校の学力は全国平均並みで安定しており、非認知能力(自尊感情・幸福感)は全国を上回っています。中学校では、数学の学力低下が顕著で、学習意欲や非認知能力(夢・読書意欲・幸福感)が低下しており、ICT活用については、使用頻度は高いが、活用の質に課題があるとされています。改善策として、小学校では、読解力やデータ活用力を強化することや非認知能力を伸ばす活動を継続することが示されています。中学校では、数学の基礎を補強し、探究型学習を導入することや「学びの意味」を明確化することの必要性が指摘されています。ICT活用については、個別最適化や協働学習のツールとして活用を拡充すること、またふるさと教育では、地域課題を題材にした学びで、学力・意欲・自己肯定感を向上させることが必要とされています。総括として、学力調査を出発点に、学校・地域が連携し、子供たちの学びの質を向上させる教育を推進する必要性が強調されています。

③ 「東彼杵町小中学校教育の将来に向けてのアンケート」結果より

小学生・中学生異学年交流や地域活動に肯定的な意見が多く、中学校進学に関する不安(学習内容の難しさ、授業の進め方、友人関係など)が半数以上でした。小学生は担任以外の先生との交流に抵抗感がある一方、中学生は教科担任制に肯定的であるという結果でした。保護者では、小中連携や地域との結びつきに期待が高く、中学校進学時の不安として、友人関係や部活動、学習内容への心配が挙がりました。また、複式学級の教育効果に懸念を持つ声がありました。

教職員については、小中連携や地域社会との連携に期待が高く、中1ギャップの解消に向けた制度の見直しが必要という意見も出ています。

今後に向けては、・学習内容の連続性を強化・異学年交流や地域活動の拡充・小中学校の連携を強化し、中学校入学時の不安を軽減する取り組みの実施 等があげられ、アンケート結果を基に、小中一貫教育の導入に向けた具体的な施策が求められています。

④ 本町における児童生徒数の推移等についての傾向と予測

ア 児童生徒数全体の継続的な減少

本町内の小中学校の児童生徒数・学級数は、令和4年度の全体529人・23学級が、令和12年度には422人・18学級、令和20年度には302人・13学級まで減少すると予測され、減少傾向は、小・中学校の双方で見られます。

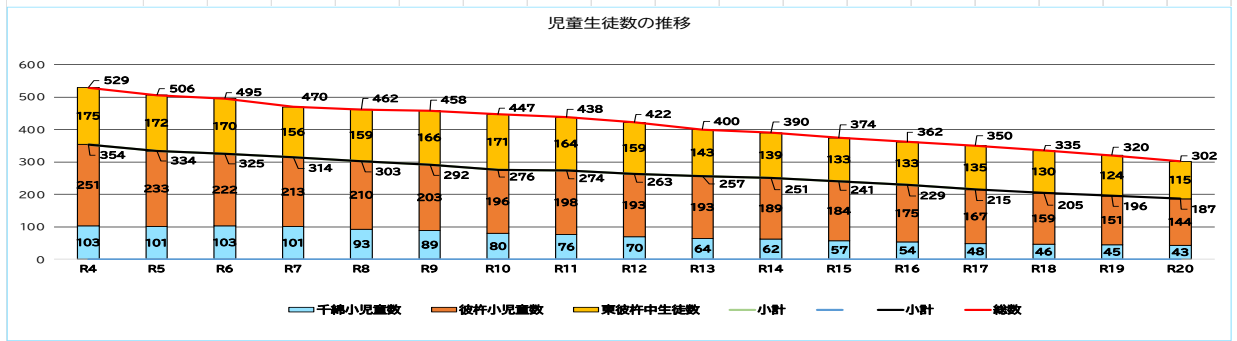
彼杵小学校では、令和4年度の251人・11学級が、令和12年度には193人・6学級に減少(この間、年間約3%の減少率)。令和20年度には、144人・6学級まで減少する予測です。

千綿小学校では、令和4年度の103人・6学級が、令和12年度には70人・6学級に減少(この間、年間約4%の減少率)。令和20年度には43人(4学級)まで減少する予測もあります。

小学校全体としては、令和4年度の354人・17学級から令和12年度には263人・12学級に、令和20年度には187人・10学級に減少する予測です。

中学校は、令和4年度の175人・6学級から令和12年度には159人・6学級に減少(この間、年間約1%の減少率)、令和20年度には115人・3学級まで減少する予測です。

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20
千綿小児童数	103	101	103	101	93	89	80	76	70	64	62	57	54	48	46	45	43
彼杵小児童数	251	233	222	213	210	203	196	198	193	193	189	184	175	167	159	151	144
小計	354	334	325	314	303	292	276	274	263	257	251	241	229	215	205	196	187
東彼杵中生徒数	175	172	170	156	159	166	171	164	159	143	139	133	133	135	130	124	115
総数	529	506	495	470	462	458	447	438	422	400	390	374	362	350	335	320	302



イ 学校運営に関する検討事項と将来計画

千綿小学校では、複式学級導入の令和16年度開始が予想されます。「完全複式(3学級)が限度ではないか」と、複式学級の運用の限界も指摘されています。

彼杵小学校校舎は、耐震補強が平成21年に行われ、平成27年に大規模改修が実施されています。千綿小学校校舎は、耐震補強が平成22年に行われ、令和2年に移転のための工事が実施されています。東彼杵中学校校舎は、耐震補強が平成20年に行われ、大規模改修工事が令和3年～令和8年で実施されています。耐用年数は全ての校舎が60年となっています。

将来的には、単に児童生徒数が減るという事実だけでなく、それによって生じる教育環境の変化や、持続可能な学校運営に向けた具体的な対策の検討が必要であることを示唆しています。施設の耐用年数や改修状況も考慮しつつ、長期的な視点での教育環境整備を考えていく必要があります。「教育的な観点」・「財政的な観点」・「児童生徒・保護者・地域への影響の観点」等を総合的に勘案し、小中一貫教育導入の判断を行ってきました。

2 東彼杵町小中一貫教育基本方針

(1) 本町が考えるこれからの時代に求められる力

東彼杵町も、人口減少と高齢化が進行し、地域の持続的な発展のためには、地域で生まれ育った人材の一定程度の地域定着と、地域外からの移住定住を促進していくことが大きな課題となっています。このような中、学校教育・社会教育・まちづくりの行政施策等において、将来の地域人材を育てる役割の重要性が増しており、地域の特色を生かした魅力ある学校づくりやまちづくりをこれまで以上に進めていくことが求められています。第6次東彼杵町総合計画では、ひと・まちの姿②「豊かなところ温かいまち」における「目指せ！10年後の姿」として、学校教育において「こどもたちが郷土愛や生きる力を身につけるために主体的に学習し、健やかな成長を地域全体で見守るまち」を掲げています。

また、「Society5.0*1」という予測できないこれからの社会を生きていくためには、社会の変化に受

け身ではなく、主体的に向き合い、想像力を働かせ、よりよい社会と幸福な人生を自ら創り出していくことが重要です。「答えのない課題に、最善解を導く力」や「AI では代わりをすることができない力」を文部科学省では、「生きる力」としています。そのためには、自分で考える力、判断する力、行動する力や他者と協力・協働する力が必要であり、それらを育む教育を推進していかなければなりません。つまり、「個別最適な学び」「協働的な学び」を推進し、「主体的・対話的で深い学び」を生み出すために、「教えるから、主体的に学ぶ」への転換を図ることが、確かな生きるための学力を保障することに繋がります。

また、複雑で多様な価値観が存在する社会を生きる子供たちにとって、学校や地域の集団の中で学ぶことにより、これから必要とされる「多様性の中で、他を尊重し対話できる子供」を育むことができると考えます。大人・教師主導ではなく、自己決定を促す主体性・創造性を育む、子供が主役の教育活動を推進し、児童生徒の自己有用感や所属感を高め、安心して過ごせる居心地のよい学校・家庭・地域になるよう、支援と環境整備を進める必要があります。

具体的には、小・小、小・中、学校・地域が、「目指す子ども像」、「目指す学力」を明確にすることで、教育内容や教育方法、学習方法(授業・家庭学習)が整理され、現状を点検し改善することを、当事者それぞれが、つまり児童生徒、教師、家庭・地域が行うことで、授業内容が理解できるようになったり、家庭学習に取り組むことができるようになったりするとともに、他者との関わり方を学び態度や行動として実践できるようになることで、自尊感情や自己肯定感が上がり、各自の成長へとつながると想定できます。

(2) 東彼杵町小中一貫教育の目的

「生きる力と多様性」を育む小中一貫教育
～「ふるさと教育」・「キャリア教育」・「コミュニティ・スクール」
を基盤とした義務教育9年間の連続した学びの創造をめざして～

(3) 東彼杵町小中一貫教育基本方針

東彼杵町の小中一貫教育は、次の基本方針により推進を図ります。

- ①小中一貫教育に係る目標の設定
成長と学びの連続性をふまえ、「目指す児童生徒像」を共有し、「生きる力と多様性」の育成を図ります。町内小・中学校及び学校運営協議会で児童生徒の状況について共通理解を図り、協議を通じて、小中学校9年間での「小中一貫教育の目標」及び「目指す児童生徒像(資質・能力)」を設定し、その実現に向けて教育内容を創造し実践に取り組みます。
- ②教育課程・指導形態の工夫・改善
児童生徒の学びにおける困り感を明らかにし、「学ぶことは楽しい」を実感できる学校を目指します。そのために、教育課程の編成や指導形態などの工夫・改善を図り、9年間を見通した児童生徒の育成を図ります。特に、発達段階や地域特性を考慮した指導内容における「系統性」と「連続性」を意識した小中一貫教育カリキュラムの編成と指導や支援の工夫を行います。
- ③教育活動の連続性の確保
児童生徒の育ちと学びに関わる関係者は、児童生徒の心と身体がどのように成長するかについて理解を深め、児童生徒同士の交流活動の充実を図り、自己有用感を高め、安心して学ぶことができるように、児童生徒に関する情報や授業の取り扱い内容や手法等についての情報共有を行い、小・中学校間の円滑な接続と教育活動の連続性を確保します。
- ④教職員間の連携・協働
系統的・連続的な教育の創造には、その実施主体である個々の教職員の力量とチームとしての組織の力量を高めることが不可欠です。そのために、これまでの小中連携の取組を基に、確かな学力の定着と生徒指導上の課題解決に向け、児童生徒の実態把握や教育活動の充実と改善に向

けた共通の取組を設定し実践する等、小・中学校の教職員間の「連携」と「協働」を更に深めていきます。

⑤学校・家庭・地域の連携・協働

児童生徒の育ちや学びについて、学校・家庭・地域はそれぞれがその役割を認識し取組を展開するとともに、十分に役割が果たされているかを自己評価・相互評価により、批判ではなくお互いを尊重し合い、高め合う関係性の中で更なる向上を目指します。そのために、児童生徒の育ちと学びに関わる関係者は、児童生徒の心と身体がどのように成長するかについて理解を深め、学校・家庭・地域の「連携」と「協働」を軸に、「こどもまんなか社会」を目指す、「地域とともにある学校づくり」や「学校を核とした地域づくり」を推進していきます。

(4) 学校の施設形態

東彼杵町の小中一貫教育については、「1 小中一貫教育基本方針策定の背景(1) ②小中一貫教育に関する国の動向、学校の施設形態による区分」の施設分離型で当面の推進を図ります。同時に、小中一貫教育の効果や成果・課題を検証し、小中一貫教育の最大限の教育効果を引き出せる環境整備実現のために、複式学級導入など東彼杵町の状況変化を見極めた上で、施設一体型への移行も検討して参ります。

(5) 具体的な取組として

①目指す児童生徒像の設定

目指す児童生徒像は、小中一貫教育における、学校・家庭・地域の共通目標となります。その設定にあたっては、準備段階からじっくりと時間をかけて実態調査や児童生徒・保護者・地域住民へのアンケート等を行い、児童生徒・家庭・地域の実態を踏まえ、学校運営協議会における熟議等を通して、児童生徒・教職員・家庭・地域の願いや思いを反映させることが重要です。共通目標である児童生徒の姿が不明確では、その後の実働がスムーズにいかず、形骸化してしまう可能性があります。より具体的にイメージができるものにするために、学校・家庭・地域の合意を得て設定することが大事です。

②育みたい資質・能力を明確にした小中一貫カリキュラムの編成・実施

施設分離型の小中一貫教育においては、カリキュラムが学校(児童生徒・教職員)・家庭・地域をつなぐ重要な役割を果たします。これまで連携教育として取り組まれてきた「ふるさと教育」「キャリア教育」をベースに、9年間を見通したカリキュラムの編成・実施に取り組みます。

生活科・総合的な学習の時間の内容のうち、町内の教育資源(ひと・もの・こと)を活かした単元のコアカリキュラムとしての位置づけや見直しを行い、地域理解とコミュニティ・スクール推進を図ります。

③小中で一貫して取り組む授業づくり

授業づくりについては、小・中学校の教職員が連携・協働して授業改善に取り組む中で、授業での共通の指導方法等を児童生徒の実態に応じて緩やかに設定し、継続させていく取組が重要です。小・中学校での系統性のある取組を行うと同時に、これまでも取り組まれてきた小学校同士の連携をさらに進めることで、授業改善の深化が図られ確かな学力の保障へとつながります。

3 小中一貫教育の推進体制

(1) 制度導入までのスケジュール

東彼杵町における小中一貫教育は、町内2小学校と1中学校が協働体制を構築し、東彼杵町小中一貫教育基本方針等をもとに推進のための組織体制を整備し、具体的な活動へとつないでいくためには、一定の準備期間が必要です。

そこで、令和8年度から11年度までの4年間で準備期間と位置づけ、準備委員会を設置し、9年間を見通した新しい教育課程(カリキュラム)を作成し、教職員の研修や、小学校間の合同行事などをさらに推進します。また、3校の総称として学園名(例・「東そのぎ学園」等)を応募します。令和10年度から、現在の校舎を活用した「分離型」で小中一貫教育(一部実施)を開始し、まず教育内容の一貫性を確立し、2年間で修正します。新学習指導要領実施予定の令和12年度に全面実施となります。「ふるさと教育」「キャリア教育」「コミュニティ・スクール」を基盤とした小中一貫教育の導入・立ち上げには次の6つのステップが必要だと考えます。

各	段	階	内	容
ステップ1	地域のニーズ調査と学校の方向性の確立		地域の実態調査を踏まえ、学校・家庭・地域の共通目標を設定する	
ステップ2	目標の共有化		共通目標を多くの人に共有するための取組	
ステップ3	目標を達成するカリキュラム・デザイン		社会に開かれた教育課程を目指す「ふるさと教育」「キャリア教育」の再構築	
ステップ4	組織体制・実働組織づくり		コミュニティ・スクール推進のための実働組織の構築や校内組織の見直し	
ステップ5	実働組織を中心とした実践		社会に開かれた教育課程を目指す「ふるさと教育」「キャリア教育」の実施	
ステップ6	実働組織の点検・次年度の活動計画		実働組織の再編や次年度の計画を立てる	

6つのステップを以下のスケジュールで進め、前倒しや遅延が生じた場合には計画を見直します。

小中一貫教育開始(一部実施)↓

	年	度	R8	R9	R10	R11	R12
	(新学習指導要領の動向(見込み))		(答申)	(告示)			(実施)
ステップ1	地域のニーズ調査と学校の方向性の確立		→				
ステップ2	目標の共有化			→	→	→	全
ステップ3	目標を達成するカリキュラム・デザイン			→	→	→	面
ステップ4	組織体制・実働組織づくり【組織運営の機能化】			→	→	→	実
ステップ5	実働組織を中心とした実践【カリキュラムの実施】				→	→	施
ステップ6	実働組織の点検・次年度の活動計画				→	→	

※令和9年度:小中一貫校「学園名」募集

(2) 教育委員会の役割と取組

① 本町の小中一貫教育制度推進組織の設置

ア 準備委員会の設置

検討委員会からの答申を受け、教育委員会が策定した本基本方針をもとに、推進体制を確立するために、今後のスケジュールや趣旨に基づいた推進体制確立のための準備委員会を組織します。導入検討委員会からのスライドや本委員会設置要綱に示された部会等も含め、「小中一貫教育グランドデザイン」等の検討を行っていきます。

イ 推進のための組織体制の確立

時間をかけて準備を進めるために、持続可能性を持った推進組織を確立するとともに、運営についても持続可能性を持たせる必要があります。検討委員会設置要項に示した部会をベースにより事務性・実働性を考慮した組織作りが望まれます。計画性を持ちつつも、突発的に表出する課題にも対応していく必要があります。そのためには、組織運営の柔軟性も考慮していく必要があります。

そこで、これまで連携教育において学校・地域間や小・中学校間をつないできた担当職員や担当部署の経験・知識・スキルを活かし、これまでの取組の上に改善を重ねることで小労力化を図ることが重要です。同時に、既存の研修会や部会において、これまで積み上げられてきた成果に、小中一貫教育推進の視点を持たせることで、系統性や連続性を構築していきます。そのことにより、全教職員が当事者意識を持ち、推進に関わることが可能になります。

各小・中学校や学校運営協議会、教育委員会は、働き方改革を考慮し持続可能な協働体制を整え、管理職や担当者による会議や小中合同研修会等を開催し、小中一貫教育の目標(目指す児童生徒像)の設定とこれまでのカリキュラムとの擦り合わせなど、できるところから取組を進めていきます。

また、会議についても、対面方式とオンラインによる会議システムの組み合わせによる効率化・スマート化(時間短縮・情報共有の促進・コスト削減等)を実現します。

② 小中一貫教育の理念等の周知

教育委員会は、東彼杵町が目指す小中一貫教育の趣旨や内容について、各小・中学校に対して説明会や研修会を通じて確実に周知し、共通理解の下で推進していけるよう取り組みます。

また、家庭や地域に対しては、「小中一貫教育リーフレット」等を作成・配布するとともに、ホームページへの掲載によっても理念等を周知する取組を行います。

③ 研修・研究の推進

推進体制づくり・組織づくりとともに、小中一貫教育に関する研修・研究を実施します。先進地視察等を実施し、より具体的、実務的な実働組織の準備に向けて取り組み、令和12年度の制度の全面実施を目指します。

④ 乳幼児保育・教育や福祉と学校教育の連携による小中一貫教育の基盤の強化

義務教育終了段階の子供たちの状況を見通しながら、関係者が連携して教育活動を高度化させていくという観点からは、小中一貫教育と併せて、保育園・幼稚園・こども園・小学校(以下「保幼こ小」)の円滑な接続を進めていくことも重要です。「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を明確にすることで、「保幼こ」における保育・指導の改善・充実が図られることが望まれます。小学校においても、乳幼児期から児童期への円滑な接続を踏まえた、スタートカリキュラムを通じて、各教科・領域の特性に応じた資質・能力を育むことが期待されています。小中一貫教育導入を機会として、子育て支援会議の更なる充実・活性化を図り、「保幼こ小」連携による小中一貫教育の基盤強化を積極的に推進します。また、こども健康課による「かけはしプログラム」とも、内容等のすり合わせを行います。

⑤ 不登校児童生徒への支援の充実

小中一貫教育を基盤に、地域全体で不登校児童生徒を見守り、支援する地域人材活用型「教育支援センター」の設立を目指します。

⑥ 特別支援教育の充実

環境の変化に敏感な児童生徒や保護者が抱える不安や心配への支援の必要性・緊急性を重く受け止め、特別支援学級や通級指導教室の在り方、および「個別的教育支援計画」の9年間の引き継ぎについて、明確に位置づけ具体的な運用ルールを策定します。切れ目のない支援体制を構築していきます。

⑦ 相談体制の充実

人間関係の固定化による「逃げ場がなくなる」リスクについては、学校内での居場所づくり(相談室の充実等)に加え、地域(コミュニティ・スクール)と連携し、学校以外の多様な大人や子供と関わる環境を作ること、心理的な閉塞感を緩和できるよう努めます。児童生徒だけでなく、保護者・教職員が相談しやすい体制やシステムの改善、教職員に対する研修、児童生徒、保護者への啓発・研修も計画的に進めていきます。

(3) 小中一貫教育の評価・検証

目指す児童生徒像の実現に向けて9年間を見通した小中一貫教育カリキュラムの編成・実施を行い、実施後は単年度ごとに評価を行います。「全国学力学習状況調査」や「東彼杵町小中学校教育の将来に向けてのアンケート」等を活用し、小中一貫教育の視点を加味したアンケート内容の検討を行い実施します。アンケートや評価によって改善点を探り、それを日々の教育活動にフィードバックしていく体制・システムを構築していきます。

児童生徒・教職員・保護者については、学校評価のためのアンケート等の活用、地域住民の皆さんについては学校運営協議会の協力による調査等を計画します。結果の分析により、意識・態度・行動等の変化を把握し、成果と課題を明確にして、9年間を通じた教育課程の実施が児童生徒のよりよい育ちや学びにつながっているかを検証します。更に、学校・家庭・地域それぞれが改善を重ね、より実態に即した効果的な取組へとつなげます。

具体的には、教育効果をより高めるためにも、一体型への移行を複式学級の出現が予想される令和16年度を目途に、検討を行う必要もあると考えられます。

4 参考資料

(1) 用語解説

*1: Society 5.0

Society 5.0(ソサエティ5.0)とは、サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会のことです。IoT、AI、ロボットなどの先端技術を駆使し、知識や情報を共有することで、少子高齢化や貧富の格差といった社会課題を克服し、持続可能な社会の実現を目指します。

Society 5.0の背景と目的

日本が「第5期科学技術基本計画」において掲げた、2050年頃に実現したい未来社会の姿です。少子高齢化による労働人口の減少や社会インフラの老朽化など、日本が抱える社会課題の解決が背景にあります。「人間中心の社会」をコンセプトに、経済発展と社会的課題の解決を両立させることを目指しています。

Society 5.0で使われる主な技術

- ・IoT (モノのインターネット): センサーなどにより、人やモノから膨大な情報を収集します。
- ・AI (人工知能): IoT で集めたビッグデータを解析し、最適な情報や解決策を導き出します。
- ・ロボット: AI の解析結果に基づき、人の仕事の一部を代行・支援します。

ビッグデータ: 蓄積された大量のデータを意味し、AI による高度な分析の対象となります。

Society 5.0が実現する社会の具体例

スマート農業: ロボットやセンサーを活用し、水管理や病害の予測を自動で行うことで、食料の増産と食品ロスの削減を目指します。

スマートシティ: 収集したデータを活用し、交通渋滞の緩和や、より質の高い公共サービスの提供を実現します。

シェアリングエコノミー: AI による需要予測などを通して、必要なサービスを必要な時に提供し、資源を有効活用します。

Society 5.0とSDGs(持続可能な開発目標)

Society 5.0は、国連が掲げるSDGsの「誰一人取り残されない社会」の実現と関連性が高く、テクノロジーを活用してSDGsの達成にも貢献することを目指しています。